

府教委

「『指導が不適切である』教員等への支援及び指導に関する要綱」 および「教員の資質に関する諮問委員会設置要綱」の制定強行

「摘発と排除」の制度にさせず、府教委回答の遵守を校長に求めよう

教育公務員特例法の改悪（2007年6月27日交付）をつけ、府教委は3月27日の教育委員会会議で、教育委員会規則および『指導が不適切である』教諭等への支援及び指導に関する要綱「教員の資質に関する諮問委員会設置要綱」の制定を強行しました。「指導が不適切である」と「認定」されれば、指導改善研修が命じられます。また研修中は、免許更新に必要な「講習」が受講できなくなります。この間、府障教は大教組とともに、これらの制度は時の政府のいいなりになる教員づくりをねらう重大な問題をもつとして、府教委に対して規則改悪を行わないように強く求めてきました。

府教委は今後、これまでの「指導力不足等教員への支援及び指導の手引き」をもとに、「指導が不適切な教員」等の具体的定義や例示を検討し、新たに作成するとしています。

「指導が不適切である」教諭等の定義
府教委は、これまでの「指導力不足教員」の定義、指導力に支援を要する教員、指導力不足教員、適格性を欠く教員、疾病等により指導力が発揮できない教員を「指導が不適切である」教諭等として左表のように整理をしました。私たちが批判してきた精神疾患を含む不明確な定義は一定見直していますが、全体として客観性・公正さを担保する定義ではなく重大な問題点があります。

「指導が不適切である」教諭等の定義（府教委）
知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない者のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいう。
具体的には、次の各号等の状況にある者をいう。
教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。
指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。
児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない。

「指導が不適切である」教諭等の定義（府教委作成）の問題点
例示されている3点は、どれも抽象的であり基準がありません。これでは主観的評価を誘発し、恣意的評価を生みだします。
文科省は「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」の中で、教える内容に誤りが多かったり、児童等の質問に正確に答え得ることができない、ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない、児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童

等とのコミュニケーションをとろうとしない、の3点を例示しています。
主観的評価や恣意的評価を排除するためには、例示は具体的で限定したものでなければなりません。今後、何を根拠に「指導が不適切な教員」と認定するのか、その定義などを例示する「手引き」作成をめくり府教委と折衝を強めます。

「指導不適切教員」に関わって大教組が確認を求め府教委が回答した事項
この間の折衝の中で、府教委は次の6点を府障教・大教組に回答しています。
指導改善研修に係る教員の認定にあたっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努める。
システム導入によって、指導が不適切な教員を恣意的につくり出すものではない。
「指導が不適切である」との主観的な評価を招かないよう、客観的で公正な判断を校長に求める。

対象となる教員本人からの書面又は口頭による意見を聴取する機会を確保しながら、支援および指導をすすめる。
指導改善研修は、現場復帰を目的とし、資質向上のため、改善に向けた機会を与えるための研修である。
今後、大教組と引き続き協議していく。
この他にも、府障教・大教組の要求に対し府教委は、「指導不適切の認定」に関わって「当該教諭等から口頭又は書面により意見を聴取する機会を設けるものとする」と要綱に記述をしました。

今後のとりくみ
「指導不適切教員」問題を教員個人の問題に矮小化せず、「指導不適切教員」をつまみ食い教育条件の改善等と結んでとりくみを進めることが重要です。
当面、各分会では、校長交渉をおこない、このシステムを「摘発と排除」の制度にさせないために、府教委回答事項の遵守を校長に求めてください。